

令和6年度

町民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

特別徴収義務者様

平素は町民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきまして、格別のご尽力をたまり厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年度町民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額を別紙税額通知書のとおり決定いたしましたので、当しおりをご参照のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和6年5月 津幡町長

〒929-0393

石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地

津幡町役場

電話 (076) 288-2123

FAX (076) 288-7935

担当課 町民生活部 税務課

ホームページhttps://www.town.tsubata.lg.jp/division/zeimu/zeimu_top.html

目

一. 特別徴収について	
1. 特別徴収する範囲	1
2. 特別徴収義務者の指定	1
3. 特別徴収税額の通知	1
(1) 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知書 (特別徴収義務者用)	1
(2) 特別徴収税額の納税義務者への通知書 (納税義務者用)	1
4. 特別徴収税額の納税義務者からの徴収	1
5. 特別徴収税額の納入	1
(1) 納入期限	1
(2) 納入方法	1
① 地方税共通納税システム	1
② 納入書	2
6. 特別徴収税額の納期の特例	2
(1) 適用	2
(2) 納期	2
(3) 承認後	2
7. 納入場所	3

次

二. 給与所得者の異動 (退職・転勤・新規採用等) の届出について	
1. 退職等の場合 (普通徴収への切替え)	3
2. 退職等に係る未徴収税額の一括徴収	3
(1) 退職日	3
(2) 一括納入申出	3
(3) 給与、退職金の支給日	3
3. 転勤の場合	4
4. 新規採用の場合	4
5. その他	4
三. 退職所得の分離課税に係る町民税・県民税の特別徴収について	
1. 納税義務者	4
2. 所得割の計算	4
3. 退職所得控除額の計算	4
4. 退職所得に係る町民税・県民税の納入	5
四. 個人住民税の特別徴収義務者 (事業者) の皆さまへ	5
○ よくある質問	5~6
○ 郵便局の指定について	11

一. 特別徴収について

1. 特別徴収する範囲

前年中に給与所得（俸給、給料、賃金、歳費、賞与等）があり、かつ4月1日現在において引き続き給与の支払いを受けている人に対しては、原則として町民税・県民税・森林環境税を特別徴収することが事業主に義務づけられています。

2. 特別徴収義務者の指定

町民税・県民税・森林環境税を特別徴収されることとなる給与所得者に対し、4月1日現在、給与の支払いをしている所得税法第183条第1項の源泉徴収義務者を町民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者に指定します。（津幡町税条例第38条）

3. 特別徴収税額の通知

特別徴収の方法により徴収する場合は、5月31日までに、特別徴収義務者に対して通知することになっています。（地方税法第321条の4）なお、通知書の内容は次のとおりです。

(1) 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

この通知書は、特別徴収義務者を指定すると共に各納税義務者から徴収し、納入していただく町民税・県民税・森林環境税の合計額と個人別明細書の通知です。

(2) 特別徴収税額の納税義務者への通知書（納税義務者用）

この通知書は、納税義務者に町民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額を通知するものです。切り離して直接本人にお渡しいただき、第三者の目に触れることのないよう慎重にお取扱いください。

4. 特別徴収税額の納税義務者からの徴収

特別徴収義務者（給与支払者）は、特別徴収税額の決定通知書に記載されている令和7年5月までの納税義務者別の月割額を、給与の支払いをする際に納税義務者（従業員等）から徴収してください。なお、年税額が5,500円以下の税額（均等割額のみ）の人については、徴収すべき最初の月の給与から全額を徴収していただくことになります。

5. 特別徴収税額の納入

各納税義務者から徴収した月割額の合計額を納入してください。

(1) 納入期限

納入期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。ただし、納期限が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日が納期限となります。

(2) 納入方法

①地方税共通納税システム

全地方公共団体へ一括して電子納税することができます。具体的な利用方法等については、eLTAX（地方税ポータルシステム）ホームページをご覧ください。

7. 納入場所

町民税・県民税・森林環境税の納入については、下記の金融機関で納めてください。

なお、郵便局で納めていただく場合は、このしおり綴込 11 ページの「郵便局指定通知書」をご利用ください。

(株)北國銀行・(株)北陸銀行・のと共栄信用金庫・金沢信用金庫・石川かほく農業協同組合

二. 給与所得者の異動（退職・転勤・新規採用等）の届出について

※届出が遅くなりますと、納税義務者の方にご迷惑をおかけしますと共に場合によっては督促状などの書類が届くことがございます。
遅滞なく届出してくださいませよう、よろしく願いいたします。

1. 退職等の場合（普通徴収への切替え）

納税義務者のうち退職・長期欠勤・死亡などにより給与の支払いを受けなくなった方を普通徴収（納税義務者本人が直接納税する方法）に切替える際は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」）を提出し、その事由が発生した月分までの月割額を翌月 10 日までに納入していただくことになります。（記載例 1 参照）

2. 退職等に係る未徴収税額の一括徴収

退職等で給与から差し引くことが出来なくなった税額が次に該当するときは、特別徴収義務者から最後に支払われる給与又は退職金などから一括して徴収し、納入していただくことができます。

ただし、納税義務者の退職した日が令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの場合は、申し出がなくても一括徴収の方法で徴収し、納入することが義務づけられていますのでご注意ください。

※死亡による退職の場合は一括徴収できません。普通徴収への切替えとなりますのでご注意ください。

- (1) 退職日 … 退職の日が令和 6 年 6 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間であること。
- (2) 一括納入申出 … 退職等した納税義務者から未徴収税額について一括して納めたい旨の申出があること。
- (3) 給与、退職金の支給日 … 未徴収税額を差し引く給与や退職金などが、令和 7 年 5 月 31 日までに支給されること。
 - 〔手続〕納税義務者が退職等をした場合、給与の支払いをしなくなった月の翌月 10 日までに「異動届出書」を提出してください。
なお、この届出書の「一括徴収の理由」の欄に所要事項を記載してください。（記載例 2 参照）
 - 〔納入方法〕退職金などから差し引かれた未徴収税額は、その徴収された翌月 10 日までに、他の給与所得者に係る特別徴収税額とあわせて納入書等で納めてください。
 - これらの一括徴収の制度は、退職等をされた納税義務者の納税の便宜を考慮し設けられた制度です。十分にご活用いただきますようお願いいたします。（一括徴収されないときは、普通徴収の取扱いとなり納税義務者本人に納めていただくことになります。）

3. 転勤の場合

転勤の場合は、「異動届出書」に納税義務者の(ア)年税額、(イ)徴収済額ならびに(ウ)未徴収税額、転勤後の新勤務先の名称および所在地等必要事項を記載のうえ提出してください。(記載例3参照)

この場合、新勤務先へは次回からの月割額(月分)を徴収していただくよう必ずご連絡願います。

※新勤務先が何月分から特別徴収を行うかの記載が無い場合、新勤務先への特別徴収の切替をいたしかねます。

4. 新規採用の場合

新規採用の場合は「特別徴収切替届出書」を提出してください。(記載例4参照)

5. その他

「退職時までの給与支払額」欄には、その年の1月1日から退職時までには支払いの確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、その年の1月1日から退職時までには給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

三. 退職所得の分離課税に係る町民税・県民税の特別徴収について

退職所得に係る町民税・県民税の課税については、所得税の場合と同様に他の所得と区分して退職手当等の支払いの際に特別徴収していただくことになっています。

1. 納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、津幡町内に住所を有し退職手当等の支払いを受ける人です。

2. 所得割の計算

その年の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を減じて得た金額の2分の1の額に、町民税及び県民税の税率を乗じて算出した金額が退職所得に係る町民税・県民税の所得割額です。

3. 退職所得控除額の計算

次の表により計算してください。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(最低80万円)
20年を超える場合	80万円+70万円×(勤続年数-20年)

なお障害者になったことにより退職したと認められるときは、上記の控除額に100万円を加えた金額が控除されます。

《参考》退職所得の税額の求め方

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{退職手当等} \\ \text{の金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right\} \times \frac{1}{2} = \begin{array}{l} \text{課税退職} \\ \text{所得金額} \end{array}$$

1,000円未満の端数は切り捨てます。

$$\begin{array}{l} \times \text{町民税所得割} \\ \text{の税率} 6\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{町民税の} \\ \text{所得割額} \end{array}$$
$$\times \begin{array}{l} \text{県民税所得割} \\ \text{の税率} 4\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{県民税の} \\ \text{所得割額} \end{array}$$

100円未満切捨

退職所得税額

※勤続年数が5年以内の法人役員等は、上記計算式の1/2計算の適用はありません。
※勤続年数が5年以内の法人役員等以外で、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した金額のうち300万円を超える部分については、上記計算式の1/2計算の適用はありません。

4. 退職所得に係る町民税・県民税の納入

退職手当等を支払った際には所得税と同時に町民税・県民税を徴収して、徴収した月の翌月10日までに納入書等で納めてください。退職手当等に係る町民税・県民税の所得割額は、給与所得に係る特別徴収税額とあわせて同一の納入書等で納めてください。なお、納入書の記載にあたっては、必ず納入金額欄の退職所得分の欄に税額を記載するほか、裏面の納入申告書に所定の事項を記入してください。

四. 個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

特別徴収義務者の個人番号の収集について

本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

よくある質問

1. 特別徴収税額の変更通知書が届いたが、どうすればいいのでしょうか？

当初に送付した特別徴収税額等について変更があった旨の通知のため、納税義務者用（送付されないこともあります）を従業員の方にお渡しください。また、津幡町への納入金額が変更となっているので納入金額にご注意ください。

2. 納入書の金額訂正はどうすればいいですか？

このしおり綴込1ページ「5. 特別徴収税額の納入」の〈記載例〉をご参考にさせていただいて訂正してください。

3. 特別徴収していた従業員が退職したときはどのような届出が必要ですか？

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。

4. 従業員が退職して、別の会社での特別徴収を希望したときはどのような届出が必要ですか？

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。また、新勤務先に必ず、次回からの月割額と次回が何月分からになるかをご連絡してください。

よくある質問

5. 新規採用職員が特別徴収を希望したときはどのような届出が必要ですか？

「特別徴収切替届出書」の提出が必要です。

6. 納入書を紛失したときはどうすればいいのでしょうか？

当初に送付した納入書の予備用をお使いいただくか、再発行いたしますので、税務課までご連絡ください。

7. 納入金額を誤って納めてしまったときはどうすればいいのでしょうか？

税務課にご連絡ください。多く納めてしまった場合は、納期未到来分に充当することも可能です。少なく納めてしまった場合は、必ず税務課までご連絡ください。

8. 納入をしたのに督促状が届いたときはどうすればいいのでしょうか？

以下の点についてご確認ください。

- ・「特別徴収税額変更通知書」が届いていないか。

→特別徴収税額に変更があった場合は、上記の通知でお知らせしております。

- ・退職等により納入金額のみ訂正し、異動届出書の提出を忘れていないか。

→異動届出書の提出をお願いします。

- ・誤った月の納入書を使用していないか。

→正しい納入書で再度納入してください。充当等を希望される際は、ご連絡ください。

いずれにも該当しないようであれば、税務課までご連絡ください。

9. 特別徴収していた外国人従業員が帰国することになったときは、どうすればいいのでしょうか？

従業員の方が帰国するときは、できる限り未徴収分の町民税・県民税・森林環境税を一括徴収してください。なお、1月1日から4月30日までの間に退職等の異動があった場合、町民税・県民税・森林環境税の残額を一括徴収していただくことが義務づけられています。

10. 外国人従業員が1月1日から5月末の間に帰国することになったときは、どうすればいいのでしょうか？

1月1日から5月末の間は、新年度の税額通知書が届いていない時期ではありますが、新年度の課税対象になっている場合があります。対象の方に、納税管理人を選定いただくようご案内のほどお願いいたします。

(記載例1) 退職

納税義務者に、退職、転職等の異動があった場合、異動した月の翌月10日までに必ず異動届出書を提出してください。

※コピーしてお使いください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

法人(個人)番号	0000000000000000
指定番号	0000000

(宛先) 石川県津幡町長 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名 又は 名称	(株)〇△商事		担連 当絡 者先	所属	経 理	
		住所 又は 所在地	〒 929-0325 河北郡津幡町字加賀爪 1-1			氏名	津幡 一郎	
						電話	(000)000-0000	

退職などで月割額を納入しなくなる者

給与から引き去りをする期間

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日より退職時までの 給与支払額 控除社会保険料額
住 所	氏 名		6月から10月まで		6・10・31	①退職 5.支払額・不定期 ②転勤 6.合併・解散 ③休職・長欠 7.その他 ④死亡 []	1.特別徴収継続 2.一括徴収 ③普通徴収 (本人納付)	2,780,000 円
津幡町 字津幡 1-1	石川太郎	120,000 円	50,000 円	70,000 円				206,850 円
個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							
津幡町		円	月から 月まで	円	・ ・	1.退職 5.支払額・不定期 2.転勤 6.合併・解散 3.休職・長欠 7.その他 4.死亡 []	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)	円
個人番号								円
津幡町		円	月から 月まで	円	・ ・	1.退職 5.支払額・不定期 2.転勤 6.合併・解散 3.休職・長欠 7.その他 4.死亡 []	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)	円
個人番号								円

退職などで月割額(未徴収税額)を一括徴収する者 (退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合でも一括徴収をしてください。)

理由	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期分) で納入します。	理由	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期分) で納入します。	理由	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期分) で納入します。
1.異動が 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円		1.異動が 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円		1.異動が 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

転勤などで今後新しい勤務先で月割額を納入する者

給与所得者		新しい勤務先の指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係 名 並びに 電話番号	課・名	新勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。※ 受給者番号
住 所	氏 名	新しい勤務先の 住所又は所在地	氏名			
津幡町		フリガナ 氏名又は名称	電話 (内線)			

(記載例2) 退職(未徴収税額を納税義務者の申出により一括徴収する場合)

※コピーしてお使いください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

法人(個人)番号	0000000000000000
指定番号	0000000

(宛先) 石川県津幡町長 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名	(有)〇×物産		担連 当絡 者先	所属	経 理
		住所	〒 929-0325 河北郡津幡町字加賀爪 1-1			氏名	津幡 一郎
		所在地				電話	(000)000-0000

退職などで月割額を納入しなくなる者

給与から引き去りをする期間

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日より退職時までの 給与支払額 控除社会保険料額
住 所	氏 名		6月から 9月まで		6.9.30	①退職 5.支払頻・不定期 2.転勤 6.合併・解散 3.休職・長欠 7.その他 4.死亡 []	1.特別徴収継続 ②一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)	2,510,000 円
津幡町 字太田 3-3	石川 三郎	14,000 円	4,000 円	10,000 円				192,600 円
個人番号	0000000000000000							
津幡町		円	月から 月まで	円	・	1.退職 5.支払頻・不定期 2.転勤 6.合併・解散 3.休職・長欠 7.その他 4.死亡 []	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)	円
個人番号								円
津幡町		円	月から 月まで	円	・	1.退職 5.支払頻・不定期 2.転勤 6.合併・解散 3.休職・長欠 7.その他 4.死亡 []	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)	円
個人番号								円

退職などで月割額(未徴収税額)を一括徴収する者(退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合でも一括徴収をしてください。)

理由	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 10月分(翌月10日納期分) で納入します。	理由	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期分) で納入します。	理由	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期分) で納入します。
①異動が 6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	10月 21日	10,000 円		1.異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円		1.異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

転勤などで今後新しい勤務先で月割額を納入する者

一括分を納める月

給与所得者		新しい勤務先の指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係 名 並びに 電話番号	課・名	新勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。※ 受給者番号
住 所	氏 名	新しい勤務先の 住所又は所在地	氏名			
津幡町		フリガナ 氏名又は名称	電話 (内線)			

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

法人(個人)番号	0000000000000000
指定番号	00000000

(宛先) 石川県津幡町長 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名	〇〇興業(株)		担連 当絡 者先	所属	人事
		住所	〒541-0000 大阪府中央区〇〇町1-1			氏名	大阪 花子
		所在地				電話	00-0000-0000

退職などで月割額を納入しなくなる者

給与所得者 住所	氏名	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日より退職時までの 給与支払額 控除社会保険料額
津幡町 字庄1-1	津幡一郎	326,000 円	6月から11月まで 163,400 円	162,600 円	6・11・25	1.退職 5.支払額・不定期 ②転勤 6.合併・解散 3.休職・長欠 7.その他 4.死亡 []	①特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)	円
津幡町		円	月から 月まで	円	・	1.退職 5.支払額・不定期 2.転勤 6.合併・解散 3.休職・長欠 7.その他 4.死亡 []	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)	円
津幡町		円	月から 月まで	円	・	1.退職 5.支払額・不定期 2.転勤 6.合併・解散 3.休職・長欠 7.その他 4.死亡 []	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)	円

退職などで月割額(未徴収税額)を一括徴収する者 (退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合でも一括徴収をしてください。)

理由	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期分) で納入します。
1.異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

転勤などで今後新しい勤務先で月割額を納入する者

給与から引き取り始める月

給与所得者 住所	氏名	新しい勤務先の指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	連絡先の 氏名及び 所属課、 係名 並びに 電話番号	課・名	人事	新勤務先へは、月割額 27,100 円を ⑫月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。※ 受給者番号
津幡町 字庄1-1	津幡一郎	新しい勤務先の 住所又は所在地 東京都千代田区〇〇町1-1	氏名	東京 太郎		
		フリガナ 氏名又は名称	△△コウギョウ (カブ) △△興業(株)	電話	00-0000-0000 (内線)	

特別徴収切替届出書

※コピーしてお使いください。

(宛先) 石川県津幡町長 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名 又は 名称	(株)〇〇商会						指定番号	0000000					
		住所 又は 所在地	〒929-0323 河北郡津幡町字津幡1-1						担連 当絡 者先	所属 氏名	給与 横浜 巴				
		法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

給与 所得者	フリガナ	イノウエ ヨシナカ		(ア) 10 月分より特別徴収します。 (イ) 2 期分まで納付済み) 受給者番号 新規の場合 納入書 (要・不要) 普通徴収税額 120,000 円
	氏名	井上 義 伸		
	生年月日 (T・S・H)	56 年 7 月 8 日		
	郵便番号	929-0326		
	住所	河北郡津幡町字清水2-2 清水ハイツ123号		

注 意 事 項	<p>1. 普通徴収の納期が過ぎたものは、特別徴収への切替はできません。</p> <p>2. 変更通知書の発送は、届出受理後2~3週間程度かかる場合がありますので、(ア) 徴収開始月の記載にご注意ください。</p> <p>3. 二重納付防止のため、個人宛に送付された普通徴収の納付書を同封してお送りいただくか、給与所得者に納付書を破棄するようにお伝えください。なお、既に納付済みの領収書等については送付の必要はありません。</p>
------------------	---

郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局をご利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用される郵便局名を記入のうえ最初に納入される際、その郵便局に提出してください。

令和6年5月

郵便局長様

石川県津幡町長

郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱局に指定したので通知します。

- 口座番号 00750-3-960075
- 加入者の名称 津幡町会計管理者

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(この届出書は、給与支払者の住所移転や名称の変更などがあった場合に速やかに提出してください。)

(宛先) 石川県津幡町長 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	住所 又は 所在地	〒	法人番号		
		氏名 又は 名称		指定番号		
			担当者	所属		
				氏名		
				電話	() -	

		変更前	変更後
変更内容	フリガナ		
	所在地	〒	〒
	フリガナ		
	名称		
	電話	() -	() -
事由	1. 社名変更 2. 所在地変更 3. 合併による変更 4. その他 () ※「合併による変更」の場合、指定番号の取り扱いについて、下記の該当項目を記入してください。 1. 現在の指定番号を継続して使用する 2. 合併・吸収先の指定番号 _____ を使用する → 「給与所得者異動届出書」の提出も必要です。 3. 新たに指定番号を取得する → 「給与所得者異動届出書」の提出も必要です。		
備考		変更年月日	令和 年 月 日

◎特別徴収に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合は、下記の欄に送付先の名称・所在地を記入してください。

送付先	所在地	
	フリガナ	
	名称	

※所在地・名称には誤読をさけるため必ずフリガナをつけてください。

※所在地・名称を変更した納入書はお送りしておりません。変更前の納入書をそのまま使用してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※コピーしてお使いください。

法人(個人)番号									
指定番号									

(宛先) 石川県津幡町長 令和 年 月 日 提出	特別徴収義務者 給与支払者	氏名	住所	〒	担連 当絡 者先	所属
		氏名	住所			氏名
		住所	氏名			電話

退職などで月割額を納入しなくなる者

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日より退職時までの 給与支払額 控除社会保険料額
津幡町	氏名	円	月から 月まで 円	円	・	1.退職 2.転勤 3.休職・長欠 4.死亡 5.支払額・不調 6.合併・解散 7.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)	円
個人番号								円
津幡町	氏名	円	月から 月まで 円	円	・	1.退職 2.転勤 3.休職・長欠 4.死亡 5.支払額・不調 6.合併・解散 7.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)	円
個人番号								円
津幡町	氏名	円	月から 月まで 円	円	・	1.退職 2.転勤 3.休職・長欠 4.死亡 5.支払額・不調 6.合併・解散 7.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)	円
個人番号								円

退職などで月割額(未徴収税額)を一括徴収する者 (退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合でも一括徴収をしてください。)

理由	1.異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	理由	1.異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	理由	1.異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
月 日	円	月 日	円	月 日	円
左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期分) で納入します。		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期分) で納入します。		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期分) で納入します。	

転勤などで今後新しい勤務先で月割額を納入する者

給与所得者	新しい勤務先の指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	連絡先の 氏名及び 所属課、 係名 並びに 電話番号	課・名	新勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。※ 受給者番号
住所	新しい勤務先の 住所又は所在地		氏名	
氏名	フリガナ 氏名又は名称		電話 (内線)	

※欄の記入がない場合、新勤務先での特別徴収はできません。

特別徴収切替届出書

※コピーしてお使いください。

(宛先) 石川県津幡町長	給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名 又は 名称											指定番号	
		住所 又は 所在地	〒										担連 当絡 者先	所属
		法人番号												
令和 年 月 日 提出														電話

給 与 所 得 者	フリガナ													
	氏名											(ア) <input type="text"/>	月分より特別徴収します。	
		生年月日 (T・S・H) 年 月 日												
	住所	郵便番号	-										(イ) <input type="text"/>	(普通徴収は 期分まで納付済み)
		受給者番号												
新規の場合 納入書 (要・不要)														
普通徴収税額											円			

注 意 事 項	<p>1. 普通徴収の納期が過ぎたものは、特別徴収への切替はできません。</p> <p>2. 変更通知書の発送は、届出受理後2～3週間程度かかる場合がありますので、(ア) 徴収開始月の記載にご注意ください。</p> <p>3. 二重納付防止のため、個人宛に送付された普通徴収の納付書を同封してお送りいただくか、給与所得者に納付書を破棄するようにお伝えください。<u>なお、既に納付済みの領収書等については送付の必要はありません。</u></p>
------------------	--